

確定申告について

0.はじめに

新規でアルバイトをする場合、一律「乙」欄で所得税（源泉徴収税ともいいます。以下所得税といいます。）を徴収します。

これにより1時間（840円）だけアルバイトした場合でも所得税（25円）を給与から控除します。

(所得税計算方法) 時給 840円×1時間×所得税(乙欄) 3.063%=25円

1.確定申告とは

確定申告は、ある1年間の所得にかかる税額を計算し、確定するための手続きです。

毎年1月1日から12月31日までを1つの期間として、所得額とそれに対する所得税額を計算し、既に納めた税金との過不足を精算します。

給与が年収20万円（複数就業先がある場合にはその所得額の合算）を超える場合には必ず申告しなければなりません。

【Point!】

20万円を超えない場合でも確定申告は行えます。（これを「還付申告」といいます。）その場合、納めすぎた税金（所得税）が還付（返金）されます。

※本学でアルバイトした方はほとんどが還付対象です。(所得税が全額返金されます)

3.確定申告のやりかた

必要書類

①確定申告書（税務署か国税庁HP等から入手）

②源泉徴収票（アルバイト先から1月以降に配付される書類。複数個所なら複数枚）

※本学からも「源泉徴収票」を配付します。大事な書類ですので、大切に保管しておいてください。

時期

例年、2月中旬～3月中旬の時期です。

※還付申告はアルバイトを行った年の翌年から5年間までが提出期限です。

提出方法

管轄の税務署、郵送、e-taxのいずれか。

※住民票を移していなくても、長岡に住んでいれば長岡税務署に提出することができます。

詳細について

詳細は国税庁のホームページを参照してください。

URL (<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/index.htm>)